

平成20年（ワ）第27292号 同第31456号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■■ほかに149名

被告 株式会社IHI

原告代理人意見陳述要旨

平成20年11月13日

東京地方裁判所 民事第31部合A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 大川原 栄

1 本件訴訟の意義・目的について

被告株式会社IHIは、粉飾決算という違法行為によって株価をつり上げ証券市場を欺いた。その粉飾の規模は、昨年12月に出された同社「業績予想の修正および過年度決算の訂正に関する調査結果ならびに当社の対応方針のご報告」（平成19年12月12日）中の「連結決算の訂正」記載数値によれば、経常利益ベースで平成18年9月中間期は約98億円、平成19年3月期では約302億円にのぼる。そして、同社は、一昨年の12月に、売上げを過大に、売上原価を過少に計上するなどした平成18年9月中間期半期報告書を提出した（平成18年12月25日）。同社は、その直後、同報告書をベースに増資手続を行い、平成19年1月には払込総額約536億円の公募増資を、同年2月には払込総額約80億円の第三者割当増資を行い、およそ600億円を超える巨額の資金を手に入れている。仮に虚偽記載＝粉飾が公表されていれば、このような増資は実現不可能であったのであり、被告会社は投資家の犠牲のもとに不当に利益を得たのである。

こうした情報の不実開示に対して、近時、裁判所は、ライブドア事件をはじめとしてその刑事責任を厳しく問う姿勢を明確化してきており、さらに、投資家の損害賠償請求を肯定する民事裁判例が複数現れているほか、証券取引法平成16年改正によって、不実開示行為に対する民事責任規定が拡大されており、もはや証券市場

において違法行為を行った者は、その責任を厳しく問われるのは当然となっている。

不実開示に対する損害賠償は、現実被害を受けた投資者の救済にとって重要な意義を持つとともに、株式発行者の違法行為を予防し、適正な情報開示を促進する点でも、意義が大きい。

よって、原告らは、金融商品取引法（旧証券取引法。以下「金商法」という。）の規定に基づき、個別の損害の回復を求めるとともに、証券市場を欺いた者は投資家に対して当然に不当な利益を返還しなければならないという民事司法ルールの確立を求め、本件訴訟を提起した次第である。

2 金商法の解釈の「視点」について

被告会社は、その答弁書3頁において、「証券訴訟においては、仮に被告に損害賠償を認めることになれば、その分、被告の現預金等の資産が減少することになる結果、現在の被告の株主の負担・犠牲の下で、本件訴訟の原告となっている特定の株主（株主であった者）に対してのみ、経済的利益を与えることになる。」としつつ、「かかる証券訴訟の性格に鑑みれば、原告の請求を容易に認めるべきではない」旨主張する。

被告会社が、答弁書冒頭部分の上記主張において何を言わんとしているのか趣旨不明であるが、まず、本件における原告らの請求は、被告会社の違法行為によって被った損失の補填を求めるものであり、それを「経済的利益」と言うこと自体が誤りである。

また、金商法上における「損害賠償義務」は、当然に支払義務を負担する者の「現預金等の資産の減少」を前提あるいは予定するものであり、そのような当然の前提あるいは予定を声高に指摘して、「原告の請求を容易に認めるべきではない」と主張すること自体、全く金商法の趣旨・精神を理解していないと断ぜざるをえない。仮に、「現預金等の資産の減少」を云々したいのであれば、それは金商法上の損害賠償義務を発生させた経営陣がその責任を取るべき事柄であり、本来、経営陣の個

人責任を迫及すべきであるところ、そのような措置等を講ずることなく本件請求につき云々すること自体、本末転倒であり同時に明らかに失当である。

さらに、被告会社は、本件請求原因に関わる「虚偽の記載」の要件について、「現在の株主の負担・犠牲の下で本件訴訟の原告にのみ経済的利益を与えることが本当に正しいことなのかどうかという観点から」「十分かつ慎重に検討すべきである」旨主張する。被告会社が主張するこの「観点」自体が何を言わんとするのか趣旨不明である。金商法第1条によれば、同法の目的につき「企業内容等の開示の制度を整備」するとしつつ、本件に即していえば、「有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にする外、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資家保護に資することを目的とする」とされているのであって、本件において重要な「観点」は金商法1条にも明示されている「投資家保護」という「観点」である。被告会社が指摘する上記「観点」は、金商法を理解しないか又はそれを曲解したものであり失当と断ぜざるをえない。

3 最後に、課徴金手続における被告対応と本件訴訟における被告対応について

被告会社は、答弁書7頁後半部分において、「被告は、当時の被告を取り巻く事情を考慮した上で、経営判断として、金融庁の課徴金命令を争わなかったことを決定したものであり、被告が課徴金命令を争わなかったからといって、被告が過年度決算における「虚偽の記載」の存在を自認したとはいえない」旨主張している。

しかし、被告会社は同主張の直前の事実認否において、課徴金手続開始決定通知書記載の金商法178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨、臨時取締役会において決議し、それを金融庁審判官に提出したことを認めている。被告会社は、少なくとも、課徴金手続において、証券取引等監視委員会が認定した「事実」について、単に担当役員が認めたということではなく、取締役会決議、すなわち会社の意思としてそれを認めたのである。

このような客観的事実があるにもかかわらず、「被告が過年度決算における「虚偽の記載」の存在を自認したといえない」という答弁書の主張は、極めて不当であり、到底許されるものではない。被告会社は、本訴訟において、金融庁に提出した答弁書は実は真実ではなく「虚偽の記載」があったということを主張していることになる。ということであれば、被告は有価証券報告書に次いで、金融庁へ提出した答弁書において二度目の「虚偽の記載」をしたということになるが、それでも構わないのか、コンプライアンスに反しないのか、ということを知りたい。

そして、そもそも、課徴金手続は、それが金融庁による行政手続の一つであったとしても、その争いは司法手続に継続する手続でもある。その意味で、被告会社は準司法手続において、本件訴訟で原告が主張している各事実につき既に自白しているのである。そのような自白行為を行った被告会社が、本訴訟においてそれを蒸し返すことは社会的にも法的にも許されるべきではないと思料される。本件訴訟においては、被告会社の不当な蒸し返し行為は法的にも決して許諾されないというルールを是非とも確立していただきたい。

4 本法廷には、原告本人が傍聴のため在籍しているが、原告の多くは60代、70代という高齢者であり（60歳以上が150名中115名）、被告会社株式を将来に備えての資産として保有しようと考え購入した方が多数である。被告会社はこのような原告の信頼を見事に裏切り、そして、この訴訟における対応で再度裏切ったのである。

裁判所におかれては、被告会社の不当な訴訟対応を的確に見抜いて頂き、適正かつ迅速な審理をしていただけると確信しており、また、是非ともその様にしていただきたいと心から強く願っております。

以上をもって本件訴訟開始に当たっての原告代理人の意見陳述と致します。

以 上